◇少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第九三号）（法務省）

1　少年院法（平成二六年法律第五八号）、少年鑑別所法（平成二六年法律第五九号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第六〇号）の施行に伴い、関係政令の整備等を行うこととした。（第一条～第一二条関係）

2　この政令は、少年院法の施行の日（平成二七年六月一日）から施行することとした。

◇国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（政令第九四号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を、一、二五二円から一、三八二円に引き上げることとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金受給権者一人当たりの基準額を、五一円から五八円に引き上げることとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を、二、二四五円から一、八七〇円に引き下げることとした。

2　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を、一、三八九円から一、八二五円に引き上げることとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を、二七円から二、五六三円に引き上げることとした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（条約第三号）（外務省）

この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、この条約が適用される水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）

2　締約国は、この条約の目的を実現するに当たり、状況に応じ単独又は共同で、漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保するとともに、入手可能な最良の科学的情報に基づいて、予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法に従って措置を採択し、また、ぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を防ぐために漁獲活動が管理されること又は当該漁獲活動の実施が許可されないことを確保すること等の措置をとらなければならない。（第三条関係）

3　この条約が適用される水域の範囲について規定している。（第四条関係）

4　この条約の締約国を構成国とする委員会を設立する。（第五条関係）

5　科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。委員会は、この条約の目的の達成を支援するため、他の補助機関をコンセンサス方式によって随時設置することができる。（第六条関係）

6　委員会は、第三条に定める原則に従い、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の採択等を行う。委員会は、この条約等の遵守及び実施を確保するための措置を採択するとともに、条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続を定める。（第七条関係）

7　委員会は、原則として、コンセンサス方式によってその意思決定を行う旨規定するとともに、コンセンサス方式によらない意思決定が行われる場合の条件等について規定している。（第八条関係）

8　委員会による拘束力を有する決定の効力の発生、異議申立ての手続等について規定している。（第九条関係）

9　科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、随時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行う。（第一〇条関係）

10　技術・遵守委員会は、委員会が随時採択する手続及び指針に従い、委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること等を行う。（第一一条関係）

11　委員会は、通常会合において、年次予算を採択する。予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の間で分担する。二年連続して分担金の全額を支払っていない委員会の構成国は、委員会に対する財政的義務を履行するまで、委員会による決定に参加する権利を有しないものとし、委員会が行ういかなる決定にも異議を申し立てることができない。（第一二条関係）

12　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船であって条約水域における漁獲活動に従事するものに対し、リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること並びに条約水域の入域及び出域の意思を委員会に通報することを要求し、また、当該漁船が正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。締約国は、委員会が採択する手続等に従い、この条約が適用される水域において漁獲活動を行うことを許可された自国の漁船についての記録を保持するとともに、委員会が決定する情報を毎年委員会に提供する。（第一三条関係）

13　締約国は、この条約が適用される水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に関し、委員会が採択する寄港国の措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。）を実施する。自国の港を使用する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したと認める場合には、関係する旗国、委員会、他の関係国及び適当な国際機関にその旨を通報する。（第一四条関係）

14　委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査するとともに、委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船による違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、当該違反の容疑について速やかに通報され、また、自国の法令に従い、適当な措置をとる。委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を犯したことが自国の法律によって確定した場合には、当該漁船に対して操業を停止するよう命じ、及び、適当な場合には、この条約が適用される水域から直ちに離れるよう命ずる。当該構成国は、当該漁船が当該違反について自国によって課された全ての制裁に従うまでの間、漁業資源についてこの条約が適用される水域における漁獲活動に従事しないことを確保する。委員会の構成国は、旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、自国の法律に従い、最大限度可能な範囲で、自国民及び自国民が所有し、運航し、又は管理する漁船によるこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、及び協力する。（第一七条関係）